

令和7年度日出町移住定住PRサイト制作およびタウンプロモーション事業業務仕様書

1. 委託業務名

令和7年度日出町移住定住PRサイト制作およびタウンプロモーション事業業務委託

2. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3. 委託業務の目的

本町においては、地域資源等の魅力を十分に情報発信できていない状況が続いており、その結果として、本町の全国的な知名度は依然として低い水準にとどまっている。移住先としてのポテンシャルを有しているものの、情報不足により、他の知名度の高い市町村が優先的に移住候補地として選定される傾向が見受けられる。

また、若年層を中心に町外への人口流出が進行しており、移住・定住の促進に資する効果的な情報発信施策の構築、地域活性化を図るための人材確保が急務である。

本事業は、本町の魅力ある地域資源や住環境等の情報を、動画配信サイトやSNS等を活用して広く発信することで、本町の認知度向上および移住・定住の促進を図ることを目的とする。特に、生産年齢人口層の中でも、子育て世帯をはじめとした若年層に訴求するコンテンツを重視し、情報発信の戦略的強化を図るものとする。

さらに、本町は、屋外型サンリオキャラクターパーク、ハーモニーランドが観光地として有名であることに加え、全国的にも知名度が高い本町の特産品である「城下かれい」や、地場企業の製造品や特産品があるため、それらを有効活用し、WEBや情報誌など多様な媒体で本町の魅力を全国に情報発信し、本町の知名度を向上させ、移住・定住を促進するものとする。また、地域活性化を図るために、地域おこし協力隊員の確保に向けた募集PR業務についても委託するものとする。

4. 委託業務の内容等

(1) 移住定住PRサイトの制作

① 業務内容

ア 移住定住PRサイトの設計

イ トップページや各カテゴリ別ページ等のデザイン企画、制作

ウ 検索エンジン最適化（SEO対策）の実施

② 移住定住PRサイトの基本的事項

ア 移住定住PRサイト作成に要する開発環境及びホームページの公開・維持管理に使用するWEBサーバーは、受託者が用意することとする。ドメインに関しては、委託者受託者双方による協議において使用することとする。

イ システムの保守、運用管理については、受託者が行うこととし、障害等が発生した

場合は、受託者が障害等の復旧を速やかに行うこととする。

- ウ 移住定住PRサイトは、コンテンツの更新・管理を容易に行うため、原則、すべてCMS（コンテンツ管理システム）を用いて構築すること。また、コンテンツの更新は委託者が行うが、CMS の操作に関する不明点が発生した場合、受託者は随時相談に応じ、必要に応じて画面共有等によるサポートや軽微な修正作業（例：画像差し替え、リンクの修正等）を速やかに実施すること。
- エ 移住定住PRサイトの運用管理体制を明確に示すこと。また、運用等に必要なCMSの操作マニュアルを作成し、職員に操作説明すること。
- オ 日出町での暮らしの魅力や特色が十分に伝わるよう、必要な情報がどこにあるかわかりやすく、見やすい構成・デザインであること。
- カ あらゆる年齢の方が見やすく、魅力的なデザインとすること。
- キ ユニバーサルデザイン及び公的機関によるWEBサイト構築に望ましいWEBアクセシビリティについて十分配慮したものであること。
- ク SEO 対策に配慮したデザインシステムにすること。
- ケ スマートフォン、タブレット等に対応したレスポンスウェブデザインで作成すること。
- コ 移住定住PRサイト作成に必要な写真等は、適宜調達すること。ただし、町が提供することができるものについては、提供する。
- サ Google Analytics を活用し、受託者が必要と思われるその他分析ツールを活用したアクセスデータの解析や閲覧者の行動分析、WEB アンケート等を実施し、それらに基づき、サイト改善及びコンテンツの充実について、受託者が適宜提案を行うこと。

③ 掲載内容

掲載内容（案）は下記を基本とする。ただし、掲載順序及び掲載量は指定しない。

なお、下記以外で移住希望者にとって効果的と考える情報があれば、提案することができる。

- ア 日出町の紹介（人口、気候、自然環境、魅力、アクセス など）
- イ 支援制度（情報収集・住まい・仕事・子育ての支援、補助金・助成金まとめ など）
- ウ 移住までの流れ（移住の検討から実際に移住するまでの流れを示す）
- エ 移住お役立ちツール（オンライン相談、公式 SNS・HP、移住に関するブック など）
- オ 日出町の移住コラム（移住を検討している方が興味を引くような内容 など）
- カ 移住者の声（移住者へのインタビュー など）
- キ 問い合わせ先

④ その他

- ア 次年度以降のランニングコスト（保守費用）について参考を示すこと
- イ サンリオのキャラクターのデザインを活用する場合は、デザイン費用等は委託者が主体となり負担する。

(2) タウンプロモーション動画の作成

① タウンプロモーション動画を作成するに当たって

ア 企画・構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に、委託者と協議を行い、構成を決定すること。
受託者は、委託者が内容を齟齬なく理解できるよう、必要に応じて絵コンテ等の資料を用意すること。決定した内容を基に、脚本や演出等を制作すること。

イ 映像制作

企画構成に基づき、必要な映像素材の取材・撮影や調達、作画等を行うこと。なお、本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、委託者と協議をしながら業務を進めること。

ウ 編集

映像の編集を行い、必要に応じて音響・BGM・ナレーション・テロップ等を効果的に入れること。なお、適宜委託者による内容確認及び修正の指示を受けること。

エ 調整業務等

制作に関する一切の関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請、エキストラの募集等を受託者の責任において随時行うこと。

オ 権利確認

成果品及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉、処理に関する業務を契約履行完了までに行うこと。なお、本動画の使用期限は設けないこととすること。

② タウンプロモーション動画作成物の種類・構成等

ア 動画の概要

- i 動画は、子育て世代（20歳代～40歳代）の年齢層をターゲットとすること。
- ii 動画は、本町の知名度や来訪意欲の向上につながるものとする。また、町民には本町への愛着を高められる内容で制作すること。
- iii 動画をより多く視聴してもらうため、話題性のある内容とし、視聴者の拡散行動を促すよう工夫すること。
- iv 動画の仕様は、下記のとおりとする。
 - ・動画1本ごとに1つのテーマを扱うものとする。
 - ・5つのテーマを扱って、5本以上を作成すること（テーマの例：グルメなど）。
 - ・映像使用想定は、SNS（X、Instagram、Facebook、YouTube）などを想定。

(3) SNS・WEBを利用した情報発信及びPRプロモーションの実施・分析

① SNS・WEBを利用した情報発信

ア Instagram「ヒジマチぐらし（アカウント名：hijimachi_kurashi）」、町公式 X、町公式 Facebook、町公式 YouTube などでの情報発信

日出町の魅力を PR する内容を作成し、随時投稿すること。なお、発信方法についてはフィード投稿に限らず、任意のタウンプロモーションに資する投稿のリポストやストーリーズ投稿、リール投稿も可とする。

また、(2) タウンプロモーション動画の作成で、作成した動画についても、上記ツールに掲載し、情報発信すること。

イ WEB サイト「移住定住PRサイト」を活用した情報発信

(3) ①アで投稿する記事のほか、日出町の魅力を PR する記事を WEB サイト「移住定住PRサイト」に、年間7本以上掲載すること。記事は2000字以上とし、情報発信を行う際には、記事原稿について委託者への確認作業も行うこと。

ウ ターゲットエリアについて

本事業における PR プロモーションのターゲットエリアについて、地域ターゲティングに関する知見・実績を持ち、より効果的な提案ができる場合は、企画提案書に記載すること。

エ その他

- i プロポーザルでの企画提案内容を基に、委託者と協議し情報発信方法を決定し、決定した内容を基に情報発信を行うこと。なお、提案に際しては、再生回数あるいはそれに類する、具体的目標値等を提示すること。
- ii プロポーザルでの企画提案内容におけるプロモーション映像の情報発信に基づき、訴求力のある広報媒体を使用し、効果的なPR活動を展開すること。
- iii 動画の発信について、履行期間内に実施すること。

② デジタルマーケティングを使った広告

ア 大手検索サイト Yahoo!JAPAN 又は Google のサービスを活用し、公式 WEB サイト及び Instagram（以下「公式 Instagram」という。アカウント名：hijimachi_kurashi）に誘導するインターネット広告を8週間以上配信すること。

イ 広告配信に必要な広告バナー及び広告文を作成すること。

ウ 広告配信の時期や配信方法等の制約は設けないが、最も効果的に発信するために最適な時期、配信方法等を企画提案書に記載し、その根拠を示すこと。

※②デジタルマーケティングを使った広告については、企画提案する場合において、より効果的である等の説明が可能であれば、上記によらず内容を変更してもよい。

③ 上記プロモーションの分析及び報告（改善提案含む）

ア 上記（3）の実施後は、アクセス数、視聴回数、エンゲージメント率、反響件数等

の成果を定量的に記録し、年度末に集計・分析した報告書を提出すること。報告内容は、今後のプロモーション施策の改善に活用するため、数値データとその分析結果を含め報告し、その際に次年度以降の改善提案も提示すること。

イ KPI（重要業績評価指標）について、年度末の報告書では達成状況およびその要因分析を行うこと。KPI の目標数値等については、事前に委託者と協議のうえ決定するものとする。

（４）地域おこし協力隊の募集にかかるプロモーション

① 業務内容

- ア ランディングページの作成
- イ 宣材写真、宣材動画の作成
- ウ 募集宣伝
- エ その他提案業務

② ランディングページの作成にかかる基本的事項

- ア ４．（１）①～④に記載する内容を踏まえたうえで、そのトップページの一階層下に地域おこし協力隊の募集にかかるランディングページを作成すること。
- イ ランディングページ（当該ページから下の階層を含む。）の維持管理についての費用は、４．（４）の費用に含むものとする。なお、次年度以降のランニングコストについては、４．（１）④アの費用に含むものとする。

③ 宣材写真、宣材動画の種類等

- ア 宣材写真の取扱いについては、４．（１）②コと同様とする。
- イ 宣材動画については、４．（２）①に記載する内容を踏まえたうえで、地域おこし協力隊の募集にかかる動画（日出町で活動してみたい、働いてみたいということが伝わる、日出町の魅力を発信できるものであれば可とする。）を作成すること。なお、作成する宣材動画の時間や本数は、提案事項とする。

④ 募集宣伝

- ア SNS 広告や WEB 広告など、効果的と思われるデジタルマーケティング広告を配信すること。
- イ 当該広告からランディングページへの遷移率やコンバージョン率などが把握できるようにすること。
- ウ ターゲットを設定した広告配信を行う場合は、属性別のインプレッション数やクリック率なども把握できるようにすること。
- エ ア～ウに記載する広告配信の手段、回数等は提案事項とする。

⑤ その他提案業務

ア 4.(4)②～④の必須業務において、応募事業者が独自で実施できる業務があれば提案すること。

イ 4.(4)②～④の必須業務のほか、応募事業者が独自で実施できる業務があれば提案すること。なお、具体例としては次のような業務が考えられるが、これら以外の業務を提案しても差し支えない。

i 地域おこし協力隊の募集に関する支援

- ・募集担当課へのヒアリング及び人材像の把握
- ・募集要項の作成支援
- ・選考方法に関する助言や面接における支援

ii 説明会、相談会の実施

- ・首都圏、福岡市内等での説明会の実施
- ・オンラインでの説明会や相談会の実施

iii 協力隊員への支援

- ・移住に関する支援
- ・協力隊員が決定した後の伴走支援

(5) 提案上限額

(1)～(4)の業務に対する提案上限額は、次のとおりとする。

① (1)～(3)の業務に対する提案上限額

16,300,000円(消費税及び地方消費税込み)

② (4)の業務に対する提案上限額

3,000,000円(消費税及び地方消費税込み)

5. KPI(重要業績評価指標)の設定について

(1) KPIは、次の項目・目標数を設定する。また、下記①～③以外にも、応募事業者が独自で提案できるKPIがあれば提案すること。なお、具体例としては下記④～⑥のようなKPIが考えられるが、これら以外のKPIを提案しても差し支えない。

【必須KPI：①～③】

① 新設する「移住定住サイト」のページビュー数：30,000PV(令和7年度末)

② 日出町ホームページのトップページビュー数：30,000PV(令和7年度末)

③ Instagram「ヒジマチぐらし」のフォロワー数：10,000人(令和7年度末)

【KPIの提案例】

④ 大分県外から日出町への移住者数

⑤ 移住定住PRサイトのバナーから、町公式ふるさと納税ページへの遷移回数

⑥ ふるさと納税の寄附金額

6. 著作権等の帰属

(1) この契約で生じた成果品等(印刷物(制作する場合に限る。)、電子データ、中間生成物)

の所有権及び著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本町に帰属するものとする。

- (2) 前号の規定に基づき本町に権利が帰属した成果品等について、受託者は著作権者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を一切行使しないものとする。
- (3) 前2号に定める要件を満たすことができない適切な理由がある場合であって、事前に本町の承諾を得た場合にあっては、前2号の規定は適用しない。
- (4) 前3号に掲げる事項によって生じる一切の費用は、この契約における委託料に含まれるものとする。

7. 業務委託料の支払

業務委託料の支払は、本町契約事務規則に則って支払を行う。

8. 成果品

上記4.(3)③及び4.(4)④イ・ウについては、下記の成果品に含めて報告すること。

- (1) 業務報告書（紙媒体資料1部）
- (2) 業務で作成した資料一式（紙媒体資料1部）
- (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ（CD-R等1枚）

※提出する電子データは、PDF形式又はMicrosoft Word、Excel、PowerPointを基本とし、ウイルス対策を行ったうえで提出するものとする。なお、その他のデータ形式を用いる場合は、委託者と協議を行うこと。

(4) 個別業務による成果品

①移住定住PRサイトの制作

- ア ウェブサイトを構成する電子データ一式
- イ ウェブサイト作成時の関連資料一式

②タウンプロモーション動画の作成

- ア 動画を収録したDVD-Video形式のディスク 5枚
- イ 動画データ（MP4形式とmov形式の2種類）を収録したUSBメモリ 2個

9. その他

- (1) 委託者が必要と認める場合は、受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるものとする。
- (2) 受託者は、本業務で知りえた情報を本業務以外の目的で使用し、又は他の者に漏えいしてはならない。なお、本業務の契約が終了した後又は契約が解除された場合も同様とする。
- (3) 受託者は、本業務を履行するうえで関係する法令等を遵守しなければならない。
- (4) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえで決定する。
- (5) 日出町情報セキュリティポリシーを遵守すること。